

第6章 震災に強いまちづくりを目指して

第1節 地域防災計画の見直し

福岡市地域防災計画については、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災を踏まえ、平成7年度から平成9年度までの3年間で防災計画を見直し、地震災害に備えるため「震災対策編」を作成した。

あわせて、平成8年度から平成12年度までの5年間で本市市街地直下に位置する「警固断層」の調査などを行い、警固断層の評価や地震が発生した場合の「被害想定」などを防災計画に位置づけてきた。

しかしながら、平成17年3月20日に福岡県西方沖地震が発生し、本市でも大きな被害を受けた。

この福岡県西方沖地震の教訓を踏まえ、災害予防や災害応急対策などについて地域防災計画の見直しを行い、平成18年7月に改訂を行った。また、平成19年3月の文部科学省地震調査研究推進本部による警固断層帶の長期評価の公表や、平成19年6月の福岡県による、警固断層帶を震源とした地震の新たな被害想定の公表に伴い、平成20年6月に改訂を行った。

地域防災計画の見直し（案）

地域防災計画の区分	見直しの方向性	見直しの概要
【災害予防計画】		
〔第1節〕 防災体制の整備	消防対応力の向上	<p>消防団員の早期参集体制及び地震を想定した訓練の強化</p> <p>①すべての消防団員は、震度5弱以上の地震が発生した場合、各分団車庫若しくは、格納庫に自主参集し、初動体制を強化する。</p> <p>②地震を想定した訓練として、地域住民と一体となった総合防災訓練、図上訓練、傷病者に対する応急処置・搬送訓練等を実施し、対応力の強化を図る。</p>
〔第2節〕 自主的防災体制の整備	地域における 防災力の強化	<p>公民館を拠点とした防災活動体制の整備</p> <p>①地域住民による地震発生初動期の地域防災活動を効果的に行うため、初動対応マニュアルチェックリストを作成し、地域の実情に応じた初動対応マニュアルの作成を促進する。</p> <p>②また、地域、区役所、消防署、市民局が連携した情報収集・伝達訓練等を実施する。</p> <p>③地域コミュニティの核となる公民館を地域における防災拠点として位置づけ、防災機能の強化を図る。</p>

地域防災計画の区分	見直しの方向性	見直しの概要
		<p>地域防災リーダーの育成</p> <p>本市において引き続き開講する「博多あんぜん・あんしん塾」で、地域・企業において中心となって活動する防災リーダー（防災士）を育成する。なお、「博多あんぜん・あんしん塾」を修了した273名の防災士の個人情報について、本人の了解を基に校区の防災関係組織等へ情報を提供し、地域と連携して防災力の向上を図っていく。</p> <p>自主防災組織への活動支援</p> <p>自主防災組織による防災活動を効果的に行うため、地域、区役所、消防署、市民局とが連携して自主防災組織が作成した防災計画を検証し、それぞれの地域に応じた活動支援策の検討を行う。</p>
〔第4節〕 防災都市づくり	公共施設の耐震対策推進	<p>耐震診断、耐震改修等の早期実施</p> <p>防災拠点及びライフライン関連施設や多数利用施設など、地震発生による重大な被害や影響を抑止するため、耐震診断を概ね3箇年で実施するなど、「福岡市公共施設の耐震対策計画」に基づき、公共施設の耐震対策の早期実施を図る。</p>
	民間建築物の耐震対策の促進	<p>民間建築物の耐震対策の促進</p> <p>「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、平成20年3月に策定した「福岡市耐震改修促進計画」を推進し、民間建築物の住宅等の耐震化率90%を目標に耐震化促進に取り組む。</p>
	防災公園の機能充実	<p>防災公園の機能充実</p> <p>地震災害時の避難場所となるオープンスペースとして、引き続き公園の整備・拡充を進めるとともに、救急救援活動及び災害復旧活動の拠点となる防災公園のあり方について検討を行う。</p>
〔第5節〕 地震対策に関する調査	警固断層の調査検討	<p>警固断層の調査検討</p> <p>平成17年10月24日に設置した学識経験者等で構成する「警固断層調査検討委員会」における平成19年度までの検討結果を受け、平成20年度に調査を行うとともに、委員会での調査結果をまとめ地域防災計画の見直しや地震対策に反映する。</p>

地域防災計画の区分	見直しの方向性	見直しの概要
【災害応急対策計画】		
〔第1節〕 応急活動体制	職員の初動体制の整備	<p>「震災時緊急対応職員」の指定 震度5弱以上の地震発生時、徒歩、自転車、バイクで30分以内に勤務場所又は避難所に参集し、災害対策本部業務及び避難所開設・運営業務を行う「震災時緊急対応職員」を平成18年3月に指定し、職員の初動体制の整備を図った。</p>
	広域防災拠点の整備	緊急時に大量の救援物資を集積・配達したり、応援要員の集結、出動などを行う広域防災拠点のあり方を検討する。
〔第2節〕 情報の収集・伝達 〔第3節〕 災害時の広報	災害時の情報収集 ・伝達、広報体制の整備	<p>情報伝達体制の整備 ①アナログ式防災無線からデジタル式防災無線への切替を19年度から速やかに行う。 ②地域や関係機関に対して、迅速・的確な情報伝達ができるよう無線の適正配置を行う。 ③災害危険箇所となる海岸、山間部などに屋外拡声器の設置を検討する。</p> <p>情報収集・伝達機能の強化 ①福岡市医師会職員を災害対策本部へ配置する。また、ライフライン事業者を災害対策本部に配置するよう引き続き要請する。 ②平成18年3月に福岡市医師会や災害拠点病院に防災無線を設置し、情報収集・伝達機能の強化を図った。</p>
〔第6節〕 避難対策	避難所の開設・運営体制の強化	<p>避難所開設・運営体制の強化 ①震度5弱以上の地震が発生した場合、すべての公民館、小学校などを避難所として開設する。 ②避難所開設・運営業務を行う「震災時緊急対応職員」により、初動期の避難所の開設・運営にあたる。 ③市職員が避難所に参集するまでの間は、公民館、小学校の施設管理者及び地域住民が中心となって避難所の開設・運営ができる体制づくりを行う。 ④大規模展示場やスポーツ施設などを避難所として活用することについて施設管理者と協議を行う。 ⑤天神・博多駅地区では多くの来街者が避難する場所としてまとまった規模の民間スペースの活用について協議を進める。 ⑥市役所本庁舎1階ロビーを一時避難所として新たに指定を行った。 ⑦地区避難場所として、複数の大学を指定した。</p>

地域防災計画の区分	見直しの方向性	見直しの概要
		⑦市内のガソリンスタンドを帰宅困難者の一時休憩所として提供を行うため、本市と福岡県石油協同組合、福岡県石油商業組合、(社)福岡市危険物安全協会と平成18年8月に協定を締結した。また、本市、福岡県及び北九州市の三者が連携した支援策として、コンビニエンスストア等を一時休憩所として提供を行うため、福岡県を窓口として関係事業者8社と平成18年9月に協定を締結した。
〔第9節〕 生活救護対策	公的備蓄の実施	公的備蓄の実施及び備蓄拠点の整備 ①地域防災計画の避難者数に基づき、34,750食分の水、食料を平成21年度までに公民館に備蓄する。 ②公民館（23箇所）に設置している災害対応型自動販売機の設置箇所の拡大について、協議を進める。 ③災害時の生活物資の供給等に関して、本市に店舗を有するスーパー等に災害時の対応について理解、協力を求め、情報交換に努めるとともに、災害時の生活物資応援協定の締結を推進する。
	愛玩動物対策の整備	愛玩動物対策の整備 ①震災による負傷動物の治療及び保護を実施するため、獣医師会、動物愛護団体などとの協力体制を整備する。 ②動物相談窓口の設置、一時預かり場所の確保のため、関係団体と協議を進める。 ③避難所における動物との共生のための体制について検討する。
〔第11節〕 災害時の要援護者対策	災害時要援護者対策の充実	要援護者に対する具体的な支援マニュアルの策定 ①災害時に自力で避難が困難な要援護者調査を行い、「災害時要援護者台帳」を平成18年3月に整備した。 ②同意を得られた災害時要援護者の個人情報をについて覚書に基づき平成18年度から地域に提供を開始した。 ③災害時要援護者の個々の態様に応じた支援プログラムを検討する。
【災害復旧計画】		
〔第1節〕 災害復旧・復興計画	災害復旧・復興計画の明確化	災害復旧・復興計画の明確化 災害復旧・復興の基本方針、組織、事務分掌を具体的に定めた。

第2節 警固断層の調査検討

平成17年3月20日の福岡県西方沖地震は、本市において観測史上最大の地震となり、警固断層への影響などが懸念されることから、「警固断層調査検討委員会」を設置し、警固断層の調査検討を行うもの。

1 警固断層調査検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 警固断層について大学及び研究機関において進められている調査結果を基に、警固断層について新たに評価し、今後の被害想定や地震対策に反映するため、警固断層調査検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会で行う検討事項は、次の各号に掲げる事項とする

- (1) 警固断層の再評価
- (2) その他必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は別表1に掲げる委員をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、原則として第2条に掲げる検討事項の完了までとする。

委員がやむを得ない理由により、任期の途中において辞任する場合は、委員長の承認を得るものとする。この場合、委員長は欠員の対応について必要な調整を行うものとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- (1) 委員長は、委員会を代表し会務を統括する。
- (2) 委員長の本務執行に支障が生じたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要と認めるときに招集する。

委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会には事務局を置き、委員会の運営に関する事務を行う。

委員会の事務局は、市民局生活安全・危機対策部防災課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、委員長が委員会に諮つて定める。

(施行期日)

第9条 この要綱は平成17年10月24日から施行する。

別表1 警固断層調査検討委員会委員

(50音順)

氏名	職名
磯 望	西南学院大学人間科学部教授
岡 村 真	高知大学理学部教授
清 水 洋	九州大学理学研究院附属地震火山観測センター教授
下 山 正 一	九州大学理学研究院地球惑星科学部門助手
杉 山 雄 一	独立行政法人 産業技術総合研究所活断層研究センター長
千 田 昇	大分大学教育福祉科学部教授
竹 中 博 士	九州大学理学研究院地球惑星科学部門准教授
松 田 時 彦	東京大学名誉教授 財団法人地震予知研究振興会副首席主任研究員

2 警固断層調査検討委員会について

第1回 平成17年11月7日

- ・福岡県西方沖地震のこれまでの総括
- ・警固断層に関する既存調査結果の概要について

第2回 平成18年3月17日

- ・警固断層、福岡県西方沖地震に関する文献リストの確認
- ・警固断層に関する陸域および海域調査結果の比較
- ・産業技術総合研究所による警固断層調査の速報

第3回 平成18年9月26日

- ・警固断層ボーリング調査について
- ・産業技術総合研究所による警固断層調査について
- ・博多湾海域調査について

第4回 平成19年3月19日

- ・警固断層ボーリング調査について
- ・警固断層調査に関する中間報告

第5回 平成20年3月13日

- ・警固断層ボーリング最終調査結果について
- ・警固断層トレンチ調査計画について

これまで5回の委員会で上記項目等について、各研究機関の報告に基づき検討を行った。また、委員会の意見を受け、平成20年度中に中央区でトレッソ調査を行い、第6回警固断層調査検討委員会を開催し、これまでの調査結果を基に最終報告を作成する予定である。

第3節 公共施設の耐震化推進

1 福岡市公共施設の耐震対策計画（平成18年3月策定）

（1）耐震対策方針

「災害に強く、安全で安心して暮らせる都市」を目指し、震災に強い都市づくりの施策の一環として、公共施設の耐震対策を推進する。

公共施設の耐震対策については、阪神・淡路大震災直後の平成7年2月に福岡市公共施設地震対策技術連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置し、地震災害から市民の生命、財産を守るために防災活動に係わる重要な施設を対象として耐震対策計画を策定し、各公共施設の耐震診断、耐震改修に取り組んできたところであるが、平成17年3月20日に発生した「福岡県西方沖地震」を踏まえ、当該計画の見直しを行い、国の財政支援や施策を勘案しながら、より効果的な耐震対策の早期実施を図る。

（2）耐震対策の基本的考え方

公共施設の地震対策については、災害対策活動の拠点や避難所となる施設、ライフライン関連施設、或いは多数の市民が利用する施設の耐震化を進めることにより、地震発生による人命への重大な被害や市民生活への深刻な影響を抑止することを目的とした新たな「耐震対策計画」を策定し、各々の公共施設の重要性・緊急性等を考慮しつつ、前期（3箇年：H17～H19）に取り組むもの、中期（前期後5箇年：H20～H24）に取り組むもの、後期（H25以降）に取り組むものに分類して、迅速に耐震対策を推進する。

なお、警固断層については、本市に平成17年10月に設置された「警固断層調査検討委員会」で再評価を行い、その後被害想定等へ反映することとされていることから、これらの検討結果を踏まえ、得られた地震に関する情報に基づく耐震対策の検証を協議会において行い、必要な対策について計画に反映させる。

（3）耐震対策計画

I. 既存施設の耐震対策について

1) 公共建築物

公共建築物については、「新耐震基準」（昭和56年6月1日施行建築基準法施行令の耐震に関する構造計算関係規定）以前に建築された一定規模以上の建築物（注1）について、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年12月25日施行 以下「促進法」という。）に基づき、各施設の防災計画上の位置づけ、ライフラインとの関係及び利用状況等を考慮して耐震対策計画を策定する。

（注1）一定規模以上の建築物とは、木造以外の建築物で階数が2以上、かつ床面積が200m²以上とする。

A. 対象施設

地震における被害を最小限にするため、各施設の耐震性能を確保するとともに、地震発生時の災害対策活動を速やかに行うための施設を確保することが最も重要であると考えられる。したがって、対象施設は次の役割に応じて区分し、当該区分に掲げる施設とする。

a. 防災関連施設

災害応急対策活動に必要な施設

- a - 1 災害対策本部: 災害応急対策の指揮、情報伝達活動等を行う施設
本庁舎、区役所、消防署等
- a - 2 医療施設: 災害時の救護、救助及び保護を行う施設
病院、保健所等
- a - 3 避難施設: 避難所として位置づけられた施設
学校（小・中・高）の校舎・体育館・講堂、公民館、市民センター、市立体育館等
- b. ライフライン関連施設
交通施設、水道施設、下水道施設
バスターミナル、水処理センター、ポンプ場、浄水場、清掃工場等
- c. 多数利用施設
多数の者が利用する施設
福祉施設、人権のまちづくり館、市民プール、保育所等

B. 耐震対策の目標

「促進法」及び「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年1月26日施行国土交通省告示184号）に定める「新耐震基準」が求める耐震性能を満たすことを目指とする。

さらに、災害応急対策活動に必要となる防災関連施設やライフライン関連施設、多数利用施設等の用途を勘案して、対象施設の構造体、建築非構造部材及び建築設備について、耐震性能の割り増しを行い、耐震性能の向上に努める。

C. 耐震診断計画

これまで、耐震診断については、各施設の防災計画上の位置づけや建築年次等を考慮して順次診断を実施し改修の要否を判定してきた。

未診断建築物の診断については、これまでの手法を踏襲するとともに、前期（3箇年）による前倒し実施を積極的に図り、対象施設全体の耐震性能の把握に努める。

なお、学校施設については、大半が標準型による建設であり、いずれも耐震性能が同様でそのほとんどについて耐震改修が必要と考えられるため、耐震改修を前提とした耐震診断を順次実施する。

D. 耐震改修等計画

防災計画上等の位置づけ、緊急性及び対策の実効性を考慮し、これまでの耐震診断により改修等の対策が必要とされた施設については、中期までに改修を行う。

なお、学校施設については、地震発生時の重要な避難施設であるものの対象が多数であることを考慮し、平成18年度から体育館は概ね5箇年、校舎は概ね10箇年での完了を目指し改修等を行うこととする。

また、今後行う耐震診断により、耐震性能が満たされていない場合は順次耐震改修等計画に繰り入れるものとし、耐震性能の全体把握ができる3年後を目途に耐震改修等計画を見直すものとする。

2) 公共土木構造物

公共土木構造物については機能的・構造的に多種多様であり、一律な手法によって耐震対策を行うことは困難であることから、各施設に対する国の基準等により、構造面からの強化を図るとともに基盤施設のネットワークの確保を視野に入れ、耐震対策計画の策定を行う。

A. 対象施設

地震における被害を最小限にするため、地震発生時の災害対策活動を速やかに行うことが最も重要であると考えられる。したがって対象施設は、次に掲げる施設とする。

- ・地震発生時の救助活動や物資・人員の輸送に必要な施設
 - a. 橋梁（緊急輸送道路）
 - b. 水道施設（浄水場、管路）
 - c. 下水道施設（処理場、ポンプ場、管路）
 - d. 地下鉄

B. 耐震対策の目標

防災計画上の重要性や役割を考慮し、各施設ごとの国の耐震に関する基準や指針等に基づき、これらが求める耐震性能を満たすこととする。

C. 耐震診断

これまで重要性等を考慮して順次診断を実施してきたが、現時点未診断の施設については、前期（3箇年）による前倒し実施を積極的に図り、対象施設全体の耐震性能の把握に努める。

D. 耐震改修等計画

耐震診断結果に基づき、施設の重要性・緊急性及び警固断層との関係、対策の難易度、改築との関連等を考慮し改修を行う。

また、耐震診断の結果により、耐震性能が満たされていない場合は順次耐震改修等計画に繰り入れるものとし、未診断施設の耐震性能の全体把握ができる3年後を目途に耐震改修等計画を見直すものとする。

a. 橋梁

国通知の「緊急輸送道路の耐震補強3箇年プログラム」に基づいた診断により改修が必要とされた昭和55年道路橋示方書より古い基準を適用した緊急輸送道路の橋梁を対象とする。橋長15m以上の橋梁を優先して改修を行うこととし、前期に6橋、中期に15橋の21橋について改修工事を行う。

橋長15m未満の橋梁については、前期で耐震診断を行い、耐震改修等計画に繰り入れて対策に取り組む。

b. 水道施設

国通知の「水道の耐震化計画策定指針（案）」（平成9年1月）等に基づき、浄水場については、これまでの耐震診断により改修が必要とされた施設について、前期に1施設、中期に1施設の2施設について改修工事を行う。これと並行し管路についても、震災時に避難所や医療施設等への給水を確保するための配水管の耐震化を優先して行うなど管路の耐震化を含めた検討を行い、耐震改修等計画に繰り入れて対策に取り組む。

c. 下水道施設

国通知の「下水道施設の耐震対策指針と解説」（平成9年8月）等に基づき、前期までに処理場及びポンプ場の全ての施設についての耐震診断が完了し、耐震改修が必要と判断された施設のうちの3施設について改修工事が完了した。

処理場・ポンプ場施設については、今後、施設の機能や老朽度等を考慮した耐震改修等計画を策定し対策に取り組む。

また、管路についても、緊急輸送路下の管路や処理場・ポンプ場に直結する管路等、地理的条件や老朽度等を考慮した耐震改修等計画を策定し対策に取り組む。

d. 地下鉄

国通達の「鉄道施設耐震構造検討委員会の提言に基づく鉄道構造物の耐震性能に係る当面の措置について」(平成7年7月)に基づき、地下鉄1・2号線については、耐震補強を実施し平成12年度までに完了している。

また、地下鉄3号線についても同通達に基づく設計を行い建設が完了している。

II. 新設する公共施設の耐震対策について

公共施設の新設にあたっては、各施設の防災上の重要性を考慮し、施設の用途に応じた基準等に基づき耐震対策を実施する。

また、公共建築物については、施設の用途を勘案して、耐震性能の割り増しを行う。

(参考)

1) 橋梁の耐震対策（緊急輸送道路）

a. 直轄国道の橋梁耐震対策

国土交通省が管理する橋梁については、平成17～19年度の3箇年において、緊急輸送道路の橋梁の耐震対策を実施するよう位置づけられている。

b. 都市高速道路の耐震対策

都市高速道路の耐震対策については、阪神・淡路大震災を踏まえ、平成7年度より耐震補強工事を進めている。ほとんどの区間が橋梁型式であり、橋梁下部工については、平成7年度に着手し、平成9年度に完了している。橋梁上部工については、平成10年度に着手し、平成20年度の完了を目指して進めている。

2) 岸壁（耐震強化岸壁）

震災時に海上から緊急物資の輸送など災害支援・救助活動とともに、経済活動への影響を最小限に抑え物流機能の確保を図るため、耐震強化岸壁を整備する計画である。施工主体は国の予定であるが、今後、早期整備に向け国等へ働きかけていく。

①アイランドシティ地区水深15m（幹線貨物輸送対応岸壁）：国施工予定

②中央ふ頭地区水深10m（緊急物資輸送等対応岸壁）：国施工予定

(4) 今後の耐震対策の課題

今回策定する耐震対策計画については、対策の進捗状況にあわせ、次の段階における対応として各々の公共施設における単独の対策に止まらず、施設間の機能の連携等の視点も含めながら、以下の課題についての検討を行う必要がある。

・新たな整備手法や機能の代替・分散等の検討

防災計画上特に重要な施設においては、従来からの補強工法に加え、新たな整備手法（免震、制震構造等）の検討、或いは対策を講じてもなお被災する場合を想定し、その機能を代替、または分散して機能を維持するネットワーク構築等の検討。

・警固断層の評価等に関する検証と継続的対応

現在進められている警固断層の評価や被害想定の見直しに伴い、その内容に従って今回定める耐震対策を検証すると共に、その後の地震の調査、研究に関する情報の継続的収集及び計画への反映。

2 既存公共施設の耐震対策の実施状況

(1) 公共建築物

平成18年8月末時点／単位：箇所数

施設分類		耐震診断					耐震改修等							
		対象 施設	診断済施設			進捗率 ※2	要改 修等 施設 ※3	改修等済施設		内訳				
			診断結果 ※1		改修不要 I			内訳		I ※3	II II	III III		
			改修不要 I	改修要 II III				I	II					
防災関連施設	災害対策本部（庁舎・消防署等）	22	22	7	14	1	100%	15	5	—	4	1		
	医療施設（病院・保健所）	6	6	3	3	0	100%	3	0	—	0	0		
	学校（体育館）	47	9	2	5	2	19%	46	1	1	0	0		
	学校（校舎）	167	35	2	32	1	21%	166	6	1	5	0		
避難施設	その他（市民体育館等）	20	7	2	5	0	35%	5	0	—	0	0		
	計	262	79	16	59	4	30%	235	12	2	9	1		
ライフライン関連施設（水道施設等）		43	30	13	12	5	70%	17	8	—	4	4		
多数利用施設（福祉施設等）		98	34	18	11	5	35%	16	5	—	4	1		
合 計		403	143	47	82	14	35%	268	25	2	17	6		
※4 (H17年度実施済数：内数)			(51)	(9)	(37)	(5)		(15)	(13)	(2)	(10)	(1)		

※1 診断結果（耐震性能のランク）

I : 耐震改修が不要な建物

II : 耐震改修が必要とされる建物

III : 耐震改修を速やかに行う必要がある建物

※2 要改修等施設は未診断施設を含んでいない。ただし、学校（体育館、校舎）については、改修を前提として未診断施設も含んでいる。

※3 平成17年度に耐震診断を実施した学校（体育館、校舎）で、診断結果が「I」となった施設を「改修等済施設」として計上している。

※4 上記表の（ ）書き数の他に、平成17年度から診断継続中の施設が3箇所ある。

(2) 公共土木構造物

平成20年3月末時点／単位：箇所数

施設分類	耐震診断					耐震改修等	
	対象施設	診断済施設	診断結果		進捗率	要改修等施設	改修等済施設
			改修不要	改修要			
橋梁	112	35	0	35	31%	35	20
橋梁（港湾道路）	1	1	0	1	100%	1	1
水道施設	7	7	5	2	100%	2	0
下水道施設	49	49	30	19	100%	19	3
地下鉄	2	2	0	2	100%	2	2
合 計	171	91	35	59	53%	59	26
※1 (H17年度実施済数：内数)		(3)	(0)	(3)		(3)	(6)

※1 上記表の（ ）書き数の他に、平成17年度から診断継続中の施設が4箇所ある。

※2 要改修等施設は、未診断施設を含んでいない。

第4節 民間建築物の耐震化促進

1 民間建築物の耐震化促進

(1) 耐震化の基本的な考え方

平成17年3月20日に発生した福岡県西方沖地震では、福岡市西区玄界島を中心に沿岸部や都心部等において多数の建築物が被災するとともに、多数の避難生活者を出すこととなり、市民生活と都市機能に与える影響の重大性を改めて認識したところであり、地震による人命被害や経済的被害を軽減するためには、新耐震基準が施行された昭和56年6月1日より前に建築確認を得て着工された建築物の耐震化の促進が不可欠である。

今後本市においては、民間建築物の耐震化を進めるにあたり、市民が、自らの問題・地域の問題として地震防災対策に取り組むための環境づくりや、法に基づく耐震化の指導に努めることを基本としつつ、福岡市は、国の制度の活用や、福岡県との連携に努めながら、市民の耐震化への取り組みへ支援を行う。

(2) 耐震化の目標

① 住宅について

平成15年住宅・土地統計調査によると、福岡市の住宅総数は、約619,900戸である。そのうち新耐震基準の施行以前の住宅で、耐震工事を行っていない耐震性が不充分な住宅総数は、約174,000戸（耐震化率約72%）と推計される。

国は、中央防災会議で決定した「建築物の耐震化緊急対策方針」の中で、全国の住宅について、今後10年間で耐震化率を90%（現在の耐震化率約75%）まで引き上げるとしている。

また、平成7年1月の阪神・淡路大地震では、地震による直接的な死者の約9割が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。

これらのことから、今回の地震の教訓を踏まえ、本市の住宅の耐震化目標は「今後10年間で耐震化率90%」とし、耐震化を促進していくこととする。

なお、市営住宅についても今後10年間で耐震化率90%（現在の耐震化率約81%）を目標に耐震化に取り組む。

② 住宅以外の建築物について

国は、中央防災会議で決定した「建築物の耐震化緊急対策方針」の中で、学校、病院、国及び地方公共団体等の庁舎など災害時の避難場所、災害による負傷者の治療及び災害対策指示を行う公共建築物等の耐震化促進に強力に取り組むとしている。

改正耐震改修促進法においても、地方公共団体の指示に従わない特定建築物* は公表できるよう規定が追加されるなど、建築物に対する指導等の強化がなされていることから、特定建築物の耐震化促進については法律に基づき、指導・助言等を行い耐震化の促進を図ることを基本に取り組む。

(3) 耐震化の促進を図るための施策について

① 建築物の耐震診断助成等について

建築物の耐震化を進めるためには耐震診断を実施し、その建築物の耐震性の有無を調査し、耐震性が劣る場合は耐震改修を行う必要がある。

この耐震診断や耐震改修は、建築物の所有者自らが実施するものであるが、その一層の促進を図るため、必要に応じ、支援策を講じる。（共同住宅耐震診断費補助事業：平成17年11月創設）

診断費用等の助成にあたっては、耐震化に着手すべき建築物の選定や、重点的に耐震化すべき区域の設定など優先度を検討し、国の支援制度である「地域住宅交付金」及び「住宅・建築物耐

震改修等事業」を活用するとともに、福岡県との連携・調整も図りながら重点化を図っていく。

② 建築物の敷地、非構造部材等の耐震対策について

ブロック塀の倒壊により尊い人命が失われたこと、また倒壊により避難路を塞ぐ可能性があることから、危険なブロック塀等の改修・撤去等を促進する。

また、ビルから大量の窓ガラスの落下や外壁が落下するという被害が見受けられたことから、危険な窓ガラスや外壁の改善指導を継続的に実施する。

(4) 啓発及び知識の普及について

市民へ建築物の耐震化促進の重要性について普及啓発に努めるとともに、市民が安心して耐震対策を行える環境を整える。

① 出前講座の実施（出前講座「住宅の耐震化について」：平成17年10月創設）

地震被害に対する認識を深め、地震に対する備えが必要という意識を啓発するために出前講座を実施する。

② 相談体制の整備

市民が安心して耐震対策を行えるように、関係団体と連携した相談体制を整備する。

③ 情報提供の充実

耐震セミナーの開催や耐震改修の事例などの情報提供を充実させる。

④ 地震対策マニュアルの作成

家具の転倒防止策、非構造部材の損傷防止策等をまとめたマニュアルを作成した。（平成18年4月）

⑤ リフォーム工事にあわせた耐震改修の誘導

リフォーム工事や増改築工事は、耐震改修を実施する好機であり、これらの工事と併せて耐震改修を行うよう働きかけを行うとともに、福岡県と連携しながら、専門家の育成等に努め、安心して耐震改修できる環境整備を行う。

⑥ 住宅性能表示制度の普及と活用

より高い水準の性能をもつ建築物を客観的に評価する「住宅性能表示制度」を活用し、市民が安心して住宅を購入できるよう制度の活用促進を図る。

⑦ 地震ハザードマップの作成

発生の恐れのある地震やそれによる建物被害等の可能性を市民に知らせることにより、市民の注意を喚起し、防災意識の高揚を図ることが重要であることから、地震を想定し、その地域の搖れやすさを示す「搖れやすさマップ」、搖れやすさに建物の構造別・建築年次別の建物の現況を加味し、建物の倒壊率を示す「地域の危険度マップ」などの地震ハザードマップを作成する。

⑧ 自治協議会等との連携について

自治協議会等は災害時において重要な役割を果たすのみならず、平常時も地域における地震時の危険箇所の点検等を含めた活動が可能であり、連携の強化を図る。

(5) 他の自治体との連携

福岡県をはじめとして他の自治体とも連携を図り耐震化を促進していく。

(6) その他耐震化促進に関する事項について

① 推進協議会の設置等

専門家・事業者が連携して耐震診断・改修に取り組み、市民が安心して耐震化対策を行える環境づくりを進めるため、関係団体（設計関連、施工関連、リフォーム関連など）による推進協議会の設置等を検討する。

② 国への要望等

国に対しては、耐震対策を促進する観点から、支援制度の充実や耐震改修促進税制の創設を要望していく。

(7) 今後の課題

① 警固断層について

警固断層については、10月に設置された「警固断層調査検討委員会」で再評価を行い、その後被害想定等へ反映することとされており、これらの検討結果を踏まえ、得られた地震に関する情報に基づき、今後、建築物の耐震対策について検討・研究していく。

② 施策の見直しについて

3年後を目途に、耐震化の進捗状況を再評価し、修正等の必要が生じた場合は、見直しを行うものとする。

2 ブロック塀調査

◇ 1次調査

震災時のブロック塀の倒壊による死亡事故の発生をうけて、2次災害の防止のため、中央区を中心に緊急に職員による実地調査を実施。所有者等にリーフレットを配布の後、改修指導を行った。また、啓発として市政だより及びホームページ掲載並びに確認申請時にリーフレットの配布などを民間確認検査機関とともに連携して行った。

①調査期間	平成17年4月9日(土)～14日(木)	
②調査区域	中央区の商業地域及び博多・南区の一部	
③点検総数	1,459件	
④要注意件数	545件	
理 由	ア 鉄筋が入っていないもの	24件
	イ 塀の傾き又はひび割れがみられるもの	338件
	ウ 塀の高さが不都合であるもの	61件
	エ 基礎が不適合であるもの	13件
	オ 必要な控壁が設けられていないもの	267件
	カ その他	12件
(上記各件数は重複計上有り)		
⑤リーフレット 配布件数	449件	

◇ 2次調査

震災後実施した緊急的な1次調査の後、小学校周辺の通学路沿いなどのブロック塀について2次調査を行った。

①調査期間	平成17年7月7日(土)～12月15日(木)		
②調査区域	博多駅、大橋駅、香椎駅及び西新駅の近辺 小学校正門から半径250mの区域		
③点検総数	18,815件		
④調査結果	A：問題なし 16,819件 B：要注意 1,328件 C：問題あり 668件		
C判定のブロック塀の所有者に撤去・改修の予定などのアンケート調査を行うなど継続的に改善指導を実施。また、危険なブロック塀の改修等が促進するよう撤去費助成などの支援策も検討する。			

3 民間建築物の耐震化の支援策実施状況

平成18年12月末現在

区分		補助率等	実施時期	平成17年度実績	平成18年度実績
出前講座	市職員+耐震コンサルタントで実施		H17.10.1	28回	11回
戸建住宅	耐震診断アドバイザー派遣 (福岡県が実施)	申請者が 3千円負担	H17.6	250件 (福岡市内)	100件 (福岡市内)
	耐震改修	15.2%	H18.5.30		申請14件 完了5件
共同住宅	耐震診断	予備診断	2/3	H18.8.1	申請3件 完了3件
		精密診断	2/3	H17.11.1	1件 申請9件 完了4件
	耐震改修	15.2%	H18.5.30		申請1件 完了0件
病院	耐震診断	2/3	H18.5.15		申請1件 完了0件
危険なブロック塀等の除却		1/2	H18.5.15		申請66件 完了55件
危険なブロック塀等の生垣化		1/2	H18.5.15		申請3件 完了2件
促進税制	所得税額の特別控除		H18.4.1		8件
	固定資産税の減免措置		H18.4.1		6件

第7章 | 復興へ向けた催事

福岡県西方沖地震に対する「全国からの支援に対する感謝」、「被害を被った方々へのより一層の支援のお願い」、「地震に負けず福岡は元気です！」を民間と行政が一体となってアピールするためのイベントとして「元気バイ!! ふくおか」キャンペーンを実施し内外にアピールしたほか、被害が大きかった地域では地元のみなさんが独自にキャンペーンを行うなど、さまざまな取り組みがなされた。

1 「元気バイ!! ふくおか」キャンペーン

期 間 平成17年4月29日（金・祝）～5月5日（木・祝）

(1) 募金活動等

① 募金活動

玄界小学校、玄界中学校の児童・生徒と同じ校舎で学んでいる平尾小学校及び警固中学校の児童・生徒が制作した募金箱などを市役所新人職員などがボランティアとして募金活動を行った。

② チャリティーオークション

自動車、芸能人やスポーツ選手などの愛用品、家電製品、市内ホテルの宿泊券、タクシーチケットなどをオークションにかけた。

(2) 応援イベント

① 「元気バイ!! ふくおか」宣言セレモニー

福岡出身アーティスト 郷ひろみさんからのビデオメッセージ

キャンペーンマスコット「元気くん」（福岡ソフトバンクホークス選手サイン入り）贈呈
元気バイ!! ふくおか宣言（長谷川法世さんの音頭により観客のみなさん唱和）

② 「福岡ソフトバンクホークスもアビスパ福岡も熱い戦いで応援します！」

ホークス選手のヘルメットにキャンペーンロゴマークを使用

アビスパ福岡選手がキャンペーンTシャツを着用して入場

③ 「元気バイ!! ふくおか」フィナーレイベント

会場に福岡市民及び全国から寄せられた応援メッセージが入った「元気くん」を集結し、ふくおかの元気を全国へ発信

(3) 応援セール

「おトクなキャンペーン」（博多駅周辺、天神駅周辺百貨店などが主催）

① 「博多で当たるけん」キャンペーンでお楽しみ倍増計画

② 「天神ためる！ばける！」キャンペーンでおトクに買物

③ 「元気バイ!! 応援セール」

(4) 環境演出

① マスコット「元気くん」の設置

福岡市庁舎ふれあい広場、天神地下街、市内の主要商業施設、駅、どんたく演舞台、市立小・中学校などに設置（10,000個）

② 「元気バイ!! ふくおかバルーン」、「ダンシング元気くん」設置

「元気バルーン」（全長5mの飛行船型）、「ダンシング元気くん」（全長6m～10m）を交通結節点である、福岡空港、博多駅、博多港国際ターミナルなど市内の主要施設に設置

(5) ありがとう、元気バイ!! 玄界

大きな被害を受けた玄界島のみなさんが、これまでにお世話になった方々への感謝の気持ちと玄界島が漁を再開し、元気を取り戻したことを広くお知らせするために「博多どんたく港まつり」にあわせて事業を実施。

① 「元気バイ!! 博多湾」ありがとうセール

玄界島で漁獲した魚介類と、福岡市漁業協同組合各支所から提供された新鮮な魚介類を協力店舗で市民のみなさんに安価で販売

② 博多湾復興大漁パレード「元気バイ!! 玄界」

109隻（玄界島50隻、市内各漁協59隻）の漁船が玄界島に集結して、大漁旗及び「元気バイ!! ふくおか」のぼりを掲げて博多湾をパレード

③ 「元気バイ!! ふくおか」どんたく隊

「元気バイ!! ふくおか」キャンペーンどんたく隊に、市民の支援への感謝と「玄界島も元気です」との意味を込めて、大漁旗をもった玄界島住民71名（5月3日のみ）も参加し、総勢約300名でパレードを実施



2 志賀島復旧・復興の取り組み

- 平成17年5月4日 ○ 東区どんたく会場において志賀島住民による「志賀島も頑張つとーよ！」キャンペーン
- 6月1日 ○ 志賀島復興基金設立
- 10月9日・10日 ○ 志賀海神社境内において、志賀島復興基金主催の「頑張るバイ志賀島!!復興祭」を開催
- 平成18年3月20日 ○ 勝馬地区で開催された志賀島住民による「志賀島『防災の日』記念式典」において、「志賀島復興の碑『絆』」を除幕
- 10月29日 ○ 県道志賀島循環線の全面開通を記念し、志賀公民館海側広場において、志賀島復興祭「志賀島も頑張つとーよ！」を開催。(延べ約3千人来場)
また、島を1周する「福岡志賀島金印マラソン大会」が2年ぶりに開催
- 平成19年3月20日 ○ 志賀島で地震で倒壊した「忠魂碑」の移転披露
- 11月3日・4日 ○ 志賀島で住民自らの企画によって「志賀島金印まつり」開催
3日 「志賀公民館文化祭」「第1回志賀島歴史シンポジウム」
4日 「志賀公民館文化祭」「福岡志賀島金印マラソン」「産直市」「志賀島歴史散策」

3 玄界島どんたく隊

- 平成20年5月3日 ○ 第47回博多どんたく港まつりに玄界島どんたく隊として参加



復興祭で横笛を演奏する志賀島小児童



忠魂碑

